

自分自身を守るために 法律を活用しましょう

- ◆ 保護令または拘束令執行について
- ◆ 貴方の地域の家庭内暴力プログラムは市民保護法令により貴方を守り、また貴方が刑事訴訟を起こす手助けをしてくれます。
- ◆ 貴方のための弁護士を見つけたら手伝いをしてくれます。

裁判官ができること：

- ◆ 貴方や貴方のお子さまに、虐待者が近寄れないよう命じます。
- ◆ 虐待者に家を出るよう命じます。
- ◆ 一時的に貴方にお子さまの保護を与え、虐待者にお子さまの金銭的援助を払うよう命じます。
- ◆ 虐待者が所持品をとりに来ている間は警察が貴方の家に来ます。貴方と与えま車、家具類などの所持品を貴方と与えま
- ◆ 虐待者に虐待調停プログラムに行く様命じます。
- ◆ 虐待者に貴方の職場に電話をかけないよう命じます。
- ◆ 虐待者から銃を取り上げ、警察に管理してもらいます。

下記について思い当たる事が有るなら、必ず実行してください。

- ◆ 裁判官に貴方の顔の写真を見せます。
- ◆ 裁判官に、虐待者が子供に会いに家に来るとき不安だという事を伝えます。
- ◆ 裁判官に、虐待者が警察署または他の安全な場所です子供を送り迎えるよう依頼します。
- ◆ 虐待者が家に来る時間を限定してもらいます。時間帯を文書化して、不敵切な時間に訪問した虐待者に対し、警察に通報し、法的に立ち退かせることができます。
- ◆ 裁判官に、虐待者が子供を傷つけたら寫したことを報告し、訪問の際に監修をうけてもらいます。
- ◆ 裁判所が作製した令状のコピーを所持します。
- ◆ 令状をいつも所持しましょう。

刑事訴訟の手続き

- ◆ 検察官に裁判所命令を提示します。
- ◆ 検察官に貴方の損害に関する医療記録、もしくば、撮っていたら写真を提示します。
- ◆ 検察官に貴方の援助者(被害者擁護人または弁護士)の名前を報告します。
- ◆ 検察官に、傷害または虐待の目撃者について報告します。
- ◆ 検察官に、虐待者が出所する時には、貴方にその事を前もって知らせられるように依頼します。

法廷での安全について

- ◆ 虐待者からできるだけ離れて座りましょう。貴方は虐待者を見たり、話したりする必要は有りません。もし虐待者の家族や友達がそこにいても、貴方は彼らと話したりする必要は有りません。
- ◆ 法廷には友人や親類とともに行き、貴方の訴訟が始まるまで一緒に待ってもらいましょう。
- ◆ 郡保安官や執行吏に、貴方が虐待者を恐れている事を告げ、注意して見ていてくれるよう、依頼しましょう。
- ◆ 法廷前に、貴方は法廷施行令状を持っているかどうか確認しましょう。
- ◆ 退廷時は、裁判官が郡保安官に、虐待者をそこにとどめてもらうよう依頼し、すみやかに退場しましょう。
- ◆ 退廷する時、虐待者が後をつけて来ていると感じたら、直ちに警察を呼びましょう。
- ◆ もし貴方が、仕事や、虐待者から離れるなどの理由で他の州へ行く際は、保護令を発行してもらい、持っていきましょう。それはどこへ行っても有効です。

各地域の詳細については以下にお問い合わせください。

家庭内暴力

貴方と貴方のご家族のための安全対策

身の危険を感じたら
すぐ911番へ

もしくばお近くの
警察 緊急番号へ

貴方の近くに、貴方を助けてくれる場所があります。全国家庭内暴力ホットラインまでお電話ください。

1-800-799-SAFE
1-800-787-3224 (TTY)

American Bar Association

全米弁護士協会
家庭内暴力対策委員会
全米弁護士協会
不法及び保証事業部

協力：Japanese American Service Committee

貴方が虐待者から逃れられると思っているい
ないに聞わらず、貴方と貴方の家族がより
安全に居るためにできることがあります。

緊急時の対応について

貴方が自宅で危険にさらされている、もし
は攻撃されている場合：

- ◆ 台所から離れましょう（虐待者は台所で
ナイフなどの凶器を見つけたことがで
きるから）。
- ◆ パスルーフやクローゼット、小さなスパー
スしかない部屋で虐待者が貴方を押し込
めたりできるような部屋から離れましょ
う。
- ◆ 逃げることでできるドアや窓がある部屋
へ逃げましょう。
- ◆ 助けを呼ぶための電話がある部屋へ逃げ
る。できることなら、虐待者が入れない
ように鍵をかけましょう。
- ◆ 911番かもしくは地元警察の緊急番号に
連絡し、緊急救助を求め、その際には
通信員の名前を聞きましよう。
- ◆ 貴方が駆け込んで助けを求めることがで
きそうな近所の人や友人を考えたおきま
す。
- ◆ 警察官が到着したら、その警察官の名
前とパツジ番号を確認してから事情
を説明しましょう。
- ◆ もしけがをしていたら、医療処置をうけ
ましょう。
- ◆ 怪我や傷の状態を写真に撮りましよう。
家庭内暴力のプログラムや避難所（下記
参照）に電話をして、援助を求めて具
体的な安全対策をはかりましよう。

最寄りの救援センターなどの情報は
全国家庭内暴力ホットラインまで
ご連絡ください。

1-800-799-SAFE

1-800-787-3224 (TTY)

ご家庭での安全について

- ◆ 救援先の番号を覚えておきましよう。緊急
連絡先の電話番号も覚えておきましよう。
ロックをかけてられる部屋に電話を設置し
ておきましよう。いつでも携帯電話をかけ
られるよう用意しておきましよう。
- ◆ もし虐待者が引越したら、ドアのロックを
替えましよう。窓にも鍵を備えましよう。
家からの避難順路を決めておきましよう。
お子さまにも教えておきましよう。
- ◆ 避難が必要な場合、どこに行ったらいいか
考えておきましよう。
- ◆ ご近所に、虐待者が家にいるのを見た際に
は警察に通報するようお願いしておきま
しよう。カーテンが閉まったりブラケット
ついたりしたら電話通報してもらまよう。
前もってシグナルを作っておきましょ
う。
- ◆ すぐ家を出ていかなくてはならない時のた
めに大事なものをバッグに入れておきま
しよう。安全なところに保管しておくか、
もしくは友人や親類など、信頼できる人に
渡しておきましよう。
- ◆ バッグの中に現金、車のキーや、法廷の
書類、パスポートや出生証明書、医療記
録、常備薬、移民に関する書類などもバッ
グに入れておきましよう。
- ◆ 必要な電話番号はメモしておきましよう。
留守番電話を使いましよう。電話の相手
を確認しましよう。
- ◆ セルフ・ディフェンスについてのコースに
参加して学んでおきましよう。

お子さまの安全のために

- ◆ 子供に、助けたいとおもっていても決して
争いに加わらないように言っておきましょ
う。
- ◆ どのように身の安全をはかったらいいかと
いうことと、911番に連絡する際に住所
と電話番号を言うことを教えておきま
しよう。
- ◆ 誰に助けを求めたらいいか教えておきま
しよう。

- ◆ 学校の校長先生やティケアの先生に裁判
所令状のコピーを渡しておきましよう。
貴方の許可なしに貴方の子供を誰かに
引き渡したりすることのないようお願い
しましよう。電話で貴方だと分かる
ようパスワードを確認できるようなして
おきましよう。虐待者の写真も提供して
おきましよう。
- ◆ 子供が虐待者を目撃したら、学校の誰に
通報したらいいか、確認しておきましょ
う。
- ◆ 学校関係者に、貴方の住所や電話番号
を誰にも渡さないようお願いしておきま
しよう。

家以外の場所での 貴方の身の安全について

- ◆ いつも使う道順を変更しましよう。
- ◆ いつも違う人と乗車するようしましよう。
- ◆ いつも違う場所で買物をしたり、別の銀
行支店を使用しましよう。
- ◆ 貴方が共用していた銀行口座やクレジッ
トカードをキャンセルしましよう。別の銀
行で新しい口座を作りましよう。
- ◆ いつも裁判所の施行令と緊急連絡先の電
話番号を持っていましよう。
- ◆ いつも携帯電話を携帯し、911番（もしくは
他の緊急番号）をプログラムしておき
ましよう。

職場での貴方が安全であるために

- ◆ 職場にも裁判所の施行令のコピーを置いて
おきましよう。
- ◆ 職場の警備員や友人に、加害者の写真を配
付しておきましよう。
- ◆ 貴方の上司にも話しておきましよう。上司
の人、虐待者が貴方を探せないように工
夫してもらえるか相談してみましよう。
- ◆ 一人で外食するのはやめましよう。
- ◆ 警備員の人に、駐車場やバスの停留所まで
一緒に歩いていってもらいましよう。
- ◆ 職場の貴方にに虐待者が電話したり、電子
メールを打ってきたら、録音したりメールを
保存したりするようしましよう。
- ◆ 貴方の雇用主が地元の家内暴力に関する
情報を提供してくれるはず。